２０２５年７月吉日

お客さま各位

大阪信用金庫

定期預金各種規定の改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、近年の金利情勢を鑑み、定期預金の中途解約時における適用利率（期限前解約利率）の見直しにより、下記のとおり定期預金各種規定の一部を改定いたしますのでご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先または営業店窓口にお問い合わせください。

記

１．改定日

２０２５年９月１日（月）

２．改定となる規定

（１）自由金利型定期預金（M型）規定＜スーパー定期＞

（２）自由金利型定期預金規定＜大口定期預金＞

３．改定内容

（１）自由金利型定期預金（M型）規定＜スーパー定期＞

改定後	改定前
＜非自動継続取扱い＞ 第２条（利　息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５項および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利	＜非自動継続取扱い＞ 第２条（利　息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５項および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利

型とした場合のこの預金については６カ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。	型とした場合のこの預金については６カ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
①【預入日が令和７年８月３１日以前の口座】	【左記追加】
（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	①変更なし
（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×４０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×５０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×６０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×７０％ Ｆ．２年６カ月以上４年未満 約定利率×９０％	②変更なし
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合	③変更なし

Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×４０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×５０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×６０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×７０％ Ｆ．２年６カ月以上３年未満 約定利率×８０％ Ｇ．３年以上５年未満 約定利率×９０％	
（エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×３０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×４０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×５０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×６０％ Ｆ．２年６カ月以上３年未満 約定利率×７０％ Ｇ．３年以上４年未満 約定利率×８０％ Ｈ．４年以上５年未満 約定利率×９０％	④変更なし
②【預入日が令和７年９月１日以降の口座】	【左記追加】
（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３	【左記追加】

年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	
（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×２０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×３０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×４０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％	【左記追加】
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％	【左記追加】

（エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×４０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％ （４）この預金の付利単位は１円とし、１年３６５日として日割で計算します。	【左記追加】 （４）変更なし
＜自動継続取扱い＞ 第２条（利　息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５項および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６カ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①【預入日が令和７年８月３１日以前の口座】	＜自動継続取扱い＞ 第２条（利　息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５項および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６カ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 【左記追加】

（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	①変更なし
（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×４０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×５０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×６０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×７０％ Ｆ．２年６カ月以上４年未満 約定利率×９０％	②変更なし
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×４０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×５０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×６０％	③変更なし

Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×７０％ Ｆ．２年６カ月以上３年未満 約定利率×８０％ Ｇ．３年以上５年未満 約定利率×９０％ （エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×３０％ Ｃ．１年以上１年６カ月未満 約定利率×４０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満 約定利率×５０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満 約定利率×６０％ Ｆ．２年６カ月以上３年未満 約定利率×７０％ Ｇ．３年以上４年未満 約定利率×８０％ Ｈ．４年以上５年未満 約定利率×９０％	④変更なし
②【預入日が令和７年９月１日以降の口座】	【左記追加】
（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	【左記追加】

（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×２０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×３０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×４０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％	【左記追加】
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％	【左記追加】
（エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％	【左記追加】

Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×４０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％ （４）この預金の付利単位は１円とし、１年３６５日として日割で計算します。	（４）変更なし

（２）自由金利型定期預金規定＜大口定期預金＞

改定後	改定前
＜非自動継続扱い＞ 第２条（利息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①【預入日が令和７年８月３１日以前の口座】 （ア）預入日の１カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が0%を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。	＜非自動継続扱い＞ 第２条（利息）　（１）～（２）変更なし （３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 【左記追加】 ①変更なし

A．　解約日における普通預金の利率 A．　解約日における普通預金の利率 B．　約定利率 － 約定利率×３０％ C．　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 （イ）預入日の１カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。 A．　約定利率 － 約定利率×30% B．　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 ②【預入日が令和７年９月１日以降の口座】	②変更なし 【左記追加】 【左記追加】

（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	【左記追加】
（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×２０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×３０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×４０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％	【左記追加】
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％ Ｆ．４年以上５年未満	

約定利率×７０％ （エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×４０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％ （４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。	【左記追加】 （４）変更なし
＜自動継続取扱い＞ 第２条（利息）　（１）～（４）変更なし （５）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息または前記（３）による利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または前記（３）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①【預入日が令和７年８月３１日以前の口座】	＜自動継続取扱い＞ 第２条（利息）　（１）～（４）変更なし （５）この預金を定期預金共通規定第５条第１項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第５条第５および第６項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息または前記（３）による利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または前記（３）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 【左記追加】

（ア）預入日の１カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、Ｂおよび（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。）のうち、最も低い利率。 Ａ．　解約日における普通預金の利率 Ｂ．　約定利率 － 約定利率×30% Ｃ．　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日（継続をしたときその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に　　適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。	①変更なし
（イ）預入日の１カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。 Ａ．　約定利率 － 約定利率×３０％ Ｂ．　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数	②変更なし
②【預入日が令和７年９月１日以降の口座】	【左記追加】

（ア）預入の１カ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×５０％ Ｃ．１年以上３年未満 約定利率×７０％	【左記追加】
（イ）預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×２０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×３０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×４０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％	【左記追加】
（ウ）預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６ヵ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×６０％	【左記追加】

Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％ （エ）預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 Ａ．６カ月未満 解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満 約定利率×１０％ Ｃ．１年以上２年未満 約定利率×２０％ Ｄ．２年以上３年未満 約定利率×３０％ Ｅ．３年以上４年未満 約定利率×４０％ Ｆ．４年以上５年未満 約定利率×７０％	【左記追加】
（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５として日割で計算します。	（６）変更なし

４．お問い合わせ先

大阪信用金庫　業務部

フリーダイヤル：０１２０－８８０－５６８ 3 ⇒ 8

（平日９時～１７時　※土日祝除く）

以上